

社会福祉法や障害者総合支援法など、制度の改正によって指定施設における相談援助業務の範囲に変更があった場合には、制度の変更前と変更後で分けて書類を作成してください。

実務経験申告書は記入欄を複数に分けて記入し、実務経験証明書は複数枚に分けて作成してください。

実務経験の対象となる施設・事業・職種

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は【精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）第2条】及び【精神保健福祉法施行規則第2条第15号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号）】【指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日障発0805第4号）】により定められています。

対象となる職種

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている方

1 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の（1）から（5）に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね 5 割以上従事することが要件となります。

（1）精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

（2）精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

（3）精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

（4）精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

（5）援助を行なうための関係者との連絡、調整等

- ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ ケース記録等の関係書類の整理
- ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
- ・ 関係機関との連絡、調整

2 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

3 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

実務経験コード番号表

施設・職種コード

次の施設・事業において精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

実務経験証明書の「施設（事業）種類」、「職種」及び各「コード」欄には、次のうち該当する「施設（事業）種類」、「職種」及び各「コード」を記入してください。

実務経験証明書の「職種」欄に記入する職種名は、辞令等で発令されている職種名を記入してください。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	0101
	医療ソーシャルワーカー	0102
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員	0201
	社会福祉士	0202
	精神科ソーシャルワーカー	0203
	心理判定員	0204

児童福祉法

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード	
障害児通所支援事業を行う施設 (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	0301
	放課後等デイサービス	相談援助業務に従事する職員	0401
	居宅訪問型児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	0501
	保育所等訪問支援	相談援助業務に従事する職員	0601
乳児院	児童指導員		0701
	保育士		0702
	家庭支援専門相談員		0703
	個別対応職員		0704
	里親支援専門相談員		0705
児童養護施設	児童指導員		0801
	保育士		0802
	家庭支援専門相談員		0803
	職業指導員		0804
	個別対応職員		0805
	心理療法担当職員		0806
	自立支援担当職員		0807
	里親支援専門相談員		0808
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	児童指導員		0901
	保育士		0902
	児童発達支援管理責任者		0903
	職業指導員		0904
	心理担当職員		0905
児童心理治療施設(旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員		1001
	保育士		1002
	家庭支援専門相談員		1003
	心理療法担当職員		1004
	個別対応職員		1005

児童相談所	児童福祉司	1101
	受付相談員	1102
	相談員	1103
	電話相談員	1104
	児童心理司	1105
	児童指導員	1106
	保育士	1107
母子生活支援施設	母子支援員	1201
	少年を指導する職員	1202
	心理療法担当職員	1203
	自立支援担当職員	1204
	個別対応職員	1205
障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	1301
	相談支援員	1302
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1401
	児童生活支援員	1402
	職業指導員	1403
	個別対応職員	1404
	家庭支援専門相談員	1405
	心理療法担当職員	1406
	自立支援担当職員	1407
児童家庭支援センター	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員	1501
児童自立生活援助事業を行う施設	相談援助業務を行う指導員	1601
	自立支援担当職員	1602
	個別対応職員	1603
里親支援センター	里親制度等普及促進担当者	1604
	里親等支援員	1605
	里親研修等担当者	1606
	養親等相談支援員	1607
	自立支援担当職員	1608
	家庭支援専門相談員	1609
社会的養護自立支援拠点事業を行う施設	支援コーディネーター	1610
	生活相談支援員	1611
	就労相談支援員	1612
妊産婦等生活援助事業を行う施設	支援コーディネーター	1613
	母子支援員	1614

地域保健法

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
保健所	精神保健福祉相談員	1701
	社会福祉士	1702
	精神科ソーシャルワーカー	1703
	心理判定員	1704
市町村保健センター	精神保健福祉相談員	1801
	社会福祉士	1802
	精神科ソーシャルワーカー	1803
	心理判定員	1804

医療法

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
病院(精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)※	精神科ソーシャルワーカー	1901
	医療ソーシャルワーカー	1902
診療所(精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)※	精神科ソーシャルワーカー	2001
	医療ソーシャルワーカー	2002

※出願の際に、精神病床または精神科・心療内科の広告など精神障害者に対してサービスを提供していることが分かるものを添付すること。

生活保護法

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
救護施設	生活指導員	2101
更生施設	生活指導員	2201
被保護者就労支援事業を行う事業所	就労支援員	2301
被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所	就労支援員	2401
	被保護者就労準備支援担当者	2402
	相談支援に従事する者	2403
就労支援事業を行う事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業]	就労支援員	2501
日常生活支援住居施設	生活支援員	2601
	生活支援提供責任者	2602

地方自治体

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	2701
	社会福祉士	2702
	精神科ソーシャルワーカー	2703
	心理判定員	2704
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	2801
	社会福祉士	2802
	精神科ソーシャルワーカー	2803
	心理判定員	2804
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	2901
	社会福祉士	2902
	精神科ソーシャルワーカー	2903
	心理判定員	2904

生活困窮者自立支援法

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関	主任相談支援員	3001
	相談支援員	3002
	就労支援員	3003
	家計改善支援員	3004
	就労準備支援担当者	3005
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	主任相談支援員	3101
	相談支援員	3102
	就労支援員	3103
	家計改善支援員	3104
	就労準備支援担当者	3105
生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	主任相談支援員	3201
	相談支援員	3202
	就労支援員	3203
	家計改善支援員	3204
	就労準備支援担当者	3205

社会福祉法

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
福祉事務所	査察指導員	3301
	身体障害者福祉司	3302
	知的障害者福祉司	3303
	老人福祉指導主事	3304
	現業員	3305
	家庭児童福祉主事	3306
	家庭相談員	3307
	面接員に相当する職員	3308
	女性相談支援員	3309
	母子・父子自立支援員	3310
	母子・父子自立支援プログラム策定員	3311
	就業支援専門員	3312
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	3313
	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	3314
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	3401
市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	3501
	相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員	3502

知的障害者福祉法

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	3601
	心理判定員	3602
	職能判定員	3603
	ケースワーカー	3604

法務省設置法

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
保護観察所	社会復帰調整官	3701
	保護観察官	3702

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	3801
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	3901
	職場適応援助者	3902
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	4001
	就業支援担当者	4002
	主任職場定着支援担当者	4003
	生活支援担当職員	4004

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
女性相談支援センター	相談支援員	4101
	心理支援員	4102
	女性相談支援員	4103
女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員	4201

刑事収容施設法

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
刑事施設	刑務官	4301
	法務教官	4302
	法務技官(心理)	4303
	福祉専門官	4304

少年院法

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
少年院	法務教官	4401
	法務技官(心理)	4402
	福祉専門官	4403

少年鑑別所法

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
少年鑑別所	法務教官	4501
	法務技官(心理)	4502

更生保護事業法

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
更生保護施設	補導に当たる職員	4601
	福祉職員	4602
	薬物専門職員	4603
	訪問支援職員	4604

発達障害者支援法

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	4701
	就労支援を担当する職員	4702

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード	
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員	4801
		サービス管理責任者	4802
	自立訓練を行う施設	生活支援員	4901
		サービス管理責任者	4902
	就労移行支援を行う施設	職業指導員	5001
		生活支援員	5002
		就労支援員	5003
		サービス管理責任者	5004
	就労継続支援を行う施設	職業指導員	5101
		生活支援員	5102
		サービス管理責任者	5103
	就労定着支援を行う施設	就労定着支援員	5201
		サービス管理責任者	5202
		相談援助業務に従事する職員	5203
	自立生活援助を行う施設	地域生活支援員	5301
		サービス管理責任者	5302
		相談援助業務に従事する職員	5303
	短期入所を行う施設	相談援助業務に従事する職員	5401
	重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務に従事する職員	5501
	共同生活援助を行う施設(共同生活介護であった期間を含む)	相談援助業務に従事する職員	5601
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務に従事する職員	5701
	障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務に従事する職員	5801
	障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務に従事する職員	5901
一般相談支援事業を行う施設(相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	相談支援専門員	6001	
特定相談支援事業を行う施設(相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	相談支援専門員	6101	
	相談支援員	6102	
障害者支援施設	生活支援員	6201	
	就労支援員	6202	
	サービス管理責任者	6203	

地域活動支援センター	指導員	6301
福祉ホーム	管理人	6401
基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員	6501

介護保険法

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員(※1)(介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く)	6601

注意事項 (※1)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。

職業安定法

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター	6701
	障害学生等雇用サポーター	6702

その他

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	地域体制整備コーディネーター	6801
	地域移行推進員	6802
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行う施設	相談援助業務に従事する職員(医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	6901
第1号職場適応援助者助成金 又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	7001
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	7101
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	スクールソーシャルワーカー	7201
母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行う施設	相談員	7301
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	7401
地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員	7501
ホームレス自立支援事業を行う施設	生活相談指導員	7601
地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員	7701
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	7801
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設 ※別途基準、申請様式がありますので、事前に電話で連絡してください。	精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員	7901

※上記「指定施設における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設・職種での精神保健福祉に関する相談援助業務については、厚生労働大臣が個別に認める場合があります(コード7901)が、厚生労働大臣の個別認定にあたっては別途基準が定められています。事前に日本総合研究所精神保健福祉士養成所までご連絡ください。なお、認定申請書類の提出が必要となりますので、個別認定を希望する方の出願は1次締切(2024年12月25日)までとさせていただきます。

現在廃止事業の分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設(事業)種類	実務経験として認められる職種	施設・職種コード
精神障害者地域生活援助事業を行う施設	世話人	8001
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員	8101
	管理人	8102
知的障害者援護施設	生活支援員	8201
児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員	8301